

杉並の人と支援を継続(つなぐ)事業者情報誌

つぐみ Vol.6

公民及び事業者が連携して地域の支援力を高めるための情報誌。奇数月下旬に発行予定。

令和 7 年 3 月 31 日発行

杉並区障害者施設支援課事業者支援係

03-5307-0377 fax 03-5307-0772

令和 7 年 4 月から、「障害者生活支援課」の課名が「障害者施設支援課」に変更となり、より一層施設(事業者)の支援に取り組んでいきます。今回は、事業者的人材確保・育成に関する令和 7 年度の新規・拡充事業を紹介します。

訪問系障害福祉サービス事業所の人材確保支援

新規

人材不足が特に深刻化している訪問系の障害福祉サービス事業所の人材確保を図るため、令和 7 年度から、事業者が未経験者等を雇用し、

- ① 業務として資格を取得する際の費用
- ② 指導者とともに業務にあたる際の人件費

などを助成する制度を、令和 7 年 7 月に開始できるよう、準備を進めています。

この事業は、東京都が令和 6 年度新規に立ち上げた「訪問系障害福祉サービス事業所人材対策支援事業」の活用を予定しています。杉並区の実態に即した事業となるよう、まずは訪問系の障害福祉サービス事業所の皆様の声を伺いながら進めたく、ヒアリングなどへのご協力をお願いします。ご意見などありましたら、お待ちしています。

ご協力を
お願いします!



■問合せ先 障害者施設支援課事業者支援係

介護職員初任者研修及び同実務者研修受講料助成割合の引上げ

拡充

令和 6 年度から始めた介護職員初任者研修及び同実務者研修の受講料助成ですが、令和 7 年度からは、それぞれ原則として全額助成となるよう、助成割合を引き上げます。

	助成割合		助成上限額
	令和 6 年度まで	令和 7 年度から	
初任者研修	受講料の 9 割	受講料の 10 割	8 万円
実務者研修	受講料の 8 割	受講料の 10 割	12 万円

■問合せ先 障害者施設支援課事業者支援係

【お願い】要件をご確認ください

助成要件の 1 つに、「受講修了日から 3 か月以内に、区内の事業所等に介護職員として就労し、同事業所に 3 か月以上継続勤務している方」とあります。

修了日時点で継続勤務されている方も、講座修了日以降 3 か月以上継続勤務してからの申請となります。



ご協力ありがとうございました!!

障害福祉サービス事業所や余暇支援などの検索や情報収集ができるシステムが、3 月 15 日に本格稼働しました。障害分野が加わり、名称も「**すげなみ福祉サーチ**」に変更となりました。

事業者の営業情報・空き情報は、関係者サイトからご自身で更新ができます。また、写真・PDF の掲載方法についても、関係者サイトでご案内していますので、ぜひご覧ください。

利用者の皆様などへの周知のためのちらしを作成しました。希望される方は遠慮なく障害者施設支援課事業者支援係まで連絡ください。

令和 6 年 4 月 1 日より、障害者支援施設及び共同生活援助（グループホーム）において、各事業所の運営において透明性を高め、一定の質の確保を図るために「地域連携推進会議」の開催と会議構成員による見学の機会を設けることが義務付けられました。

※令和 6 年度は努力義務、令和 7 年度以降は義務

● 地域連携推進会議とは

地域連携推進会議とは、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、区担当者などにより構成され、主に以下 4 つの目的を達成するために行う会議です。

- ① 利用者と地域との関係づくり
- ② 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ③ 施設等やサービスの透明性・質の確保
- ④ 利用者の権利擁護

地域連携推進会議は、事業所が自ら準備し、開催する必要があります。

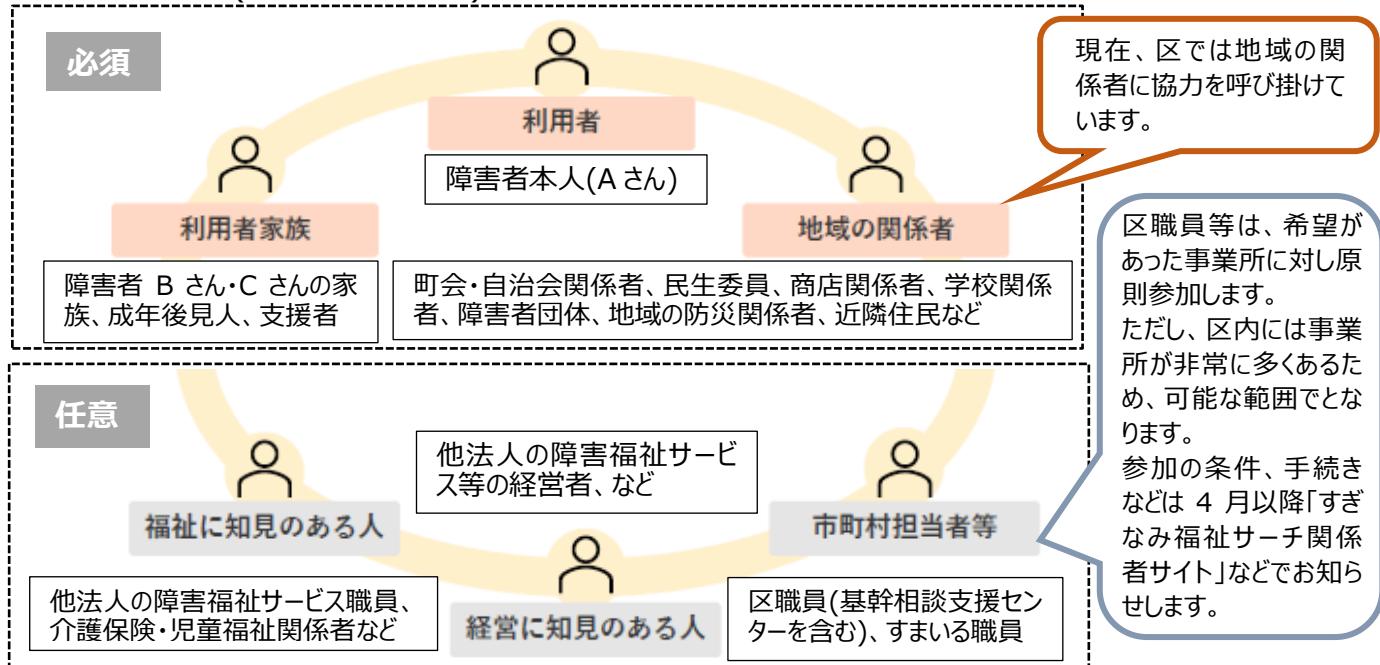
厚生労働省の手引きに会議構成員の選出、日程調整、資料準備、議事録作成方法など記載されていますので、参考にしてください

- ・地域連携推進会議の手引き
- ・地域連携推進会議の手引き（別冊）資料編
- ・参加依頼文（フォーマット）

● 地域連携推進会議の開催にあたって

会議は、事業所単位で毎年 1 回以上開催し、会議とは別の日に、グループホーム(施設)単位で毎年 1 回以上、会議構成員による施設訪問を行う必要があります。

会議の構成員(地域連携推進員)は以下の通り、人数は 5 名程度が望ましいです。



※東京都福祉サービス第三者評価を受け実施状況を公表している場合は、受審した年は、地域連携推進会議の開催、施設訪問に代えることができます。

※今後、会議については、区ホームページ・すぎなみ福祉サーチ等で周知を図る予定です。

問合せは

- ・会議への区職員派遣等に関する事項 **障害者施設支援課事業者支援係**
- ・障害者グループホーム地域ネットワーク事業に関する事項 **障害者施設支援課管理係**
- ・障害福祉サービス等の報酬に関する事項 **障害者施策課認定・給付係**

障害者グループホーム地域ネットワーク事業では、

- ・会議の開催に関する情報提供
- ・グループホーム間での情報交換など
- ・各グループホームで会議が開催できるような取組を検討していきます。

4月1日
開設

生活介護の通所施設 「リーフぽけっと」が開設 共同生活援助・短期入所併設

都有地を活用し、民設民営の重度知的障害者を対象とした生活介護の通所施設「リーフぽけっと」(社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会運営、定員40名)が、4月1日に開設します。

グループホーム(定員10名)・短期入所(2名)も併設。ただし短期入所は、時期をずらして募集します。



久我山 1-8-36



善福寺 3-27-11

共生型サービス事業所・短期入所 サンフレンズ“善福寺”が開設

令和7年3月に区内で初めて、短期入所サービスを提供する共生型サービス事業所「サンフレンズ善福寺」(社会福祉法人サンフレンズ運営、定員4名)が開設しました。

区内には現在、生活介護5所、短期入所1所の計6所の共生型サービス事業所があります。

いずれの施設も利用の相談は、特定相談支援事業所もしくは障害者施策課障害福祉サービス係へ



活用してください

意思決定支援

において

大切

にしたいこと

～よりよい支援のために～

杉並区地域自立支援協議会相談支援部会

令和5年度版



“意思決定支援において大切にしたいこと” “地域移行パンフレット”

地域自立支援協議会相談支援部会では、部会で出された障害当事者と支援者の意見を、「意思決定支援において大切にしたいこと～よりよい支援のために～」にまとめました。

地域移行促進部会では、精神科病院から退院準備を進める際の社会資源情報として「地域移行パンフレット(精神保健福祉)を作成しました。

いずれも「すぎなみ福祉サーチ」の「関係者サイト」からダウンロードできます。

■問合せ 障害者施策課基幹相談支援係

みんなの社会に向けたガイドブック “合理的配慮って何だろう”

「共生社会しきかけ隊」の取組の一環として令和7年1月に発行したガイドブックです。

合理的配慮は、配慮を実施する側である事業者と、提案側である障害のある人が、歩み寄り対話することが最も大切であるとし、その対話に向けた手順を、実施サイド・提案サイドに分けて、イラスト付きで具体的に案内しています。



こちらから♪

■問合せ 障害者施策課事業推進係



変更となります

令和7年4月から放課後等ディサービスの支給日数（目安）が変わります

令和7年4月から、放課後等ディサービスの小学1、2年生の支給日数（目安）が、週2日（月10日）から週3日（月15日）に変更となります。

※重症心身障害児放課後等ディサービスの支給日数（目安）の変更はありません（小学1、2年生は週2日（月10日）、小学3年生からは週3日（月15日））。

- 【問合せ先】障害者施策課・サービスの利用申請に関する事：障害福祉サービス係
・支給決定、受給者証の発行に関する事：児童支援係

令和7年7月(予定)から、移動支援事業の見直しを一部前倒しで実施します

杉並区では、令和8年度に向けて移動支援事業の見直しを予定していますが、児童の利用を対象とする一部項目について下記のとおり前倒しし、実施します。

●小学1～3年生を「余暇活動等の外出支援」の支給対象に追加

余暇活動等の外出支援として、基準時間：月15時間 or 年180時間（従来の小学4～6年生と同時間数）を支給

●「放課後等ディサービス」を通学送迎の対象先に追加

事業所の送迎が確保できない場合（事業所に送迎機能がない場合を含む）
通学送迎として必要な時間数を支給

- 【問合せ先】杉並区保健福祉部障害者施策課管理係

移動支援事業は、令和8年度に見直しを予定しています。



掲示板

●杉並区の障害福祉を知る「障害福祉初任者講習会」を開催します。

区では、今年度新たに杉並区の障害福祉サービス等事業所・特定相談支援事業所や、区の障害福祉分野に勤務となった職員を対象に、「障害福祉初任者講習会」を開催いたします。

■日時 5月14日(水) 第1回 9:00～12:00 / 第2回 14:00～17:00

■場所 杉並区役所 中棟6階 第4会議室

■内容 ・杉並区の仕事を知る

・区内施設等の紹介動画と職場紹介ワークショップ

※障害者施設支援課長による講義あり

■定員 各60名

■申込締切 4月30日(水)

■問合せ 障害者施設支援課 事業者支援係

※第1・2回とも、場所・内容・定員
申込締切はいずれも同じ



申込フォーム →

●春のガイドヘルパー養成講座の受講者を募集しています(5月16日募集締め切り)。

知的障害者のガイドヘルパーとして活動するための知識や技術を学ぶ講座で、修了者には「東京都障害者(児)移動支援従事者養成研修の修了証明書」を交付します。

■日時 令和7年6月14日(土)開講 (全4回)

■会場 杉並区役所分庁舎

■定員 20名

■受講料 3,500円

■募集締切 5月16日(金)

■事業担当課 障害者施設支援課

全4回の日程

6/14(土)・6/15(日)

6/16～8/13のうちの1日

8/23(土)



詳細・申込はこちら ↑